

山口市中小企業融資制度
資金の概要

中小企業事業資金

目的

市内中小企業者の事業経営に必要な資金を融資することにより経営基盤の安定を図り、もって本市産業の振興発展に寄与する。

融資対象

次の要件を満たす中小企業者(会社・個人、NPO法人)

1. 市内に住所及び事業所を有する個人、または、市内に主たる事業所を有する法人
2. 1年以上継続して同一事業を営んでいるもの
3. 健全な経営の維持発展が見込まれるもの

融資条件

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	1,500万円
融資期間	10年(据置1年)以内
融資利率	年2.0%
保証料率	年0.19~0.8%
保証人	原則として法人の代表者以外は不要
担保	原則として徴求しない